

令和7年度「森川海人っサミット」企画・運営業務委託仕様書

1 委託名称

令和7年度「森川海人っサミット」企画・運営業務委託

2 本事業の目的

県では、山は川を通して平野の暮らしを支え、海への恩恵をもたらす源流でもあることから、森川海のつながりや管理の重要性などについて「森川海はひとつ」として県民に広げ、県民一人一人の意識醸成や行動につなげるため、「森川海人っプロジェクト」に取り組んでいる。

その一環として、佐賀の次代を担う若年層が主体となって行う「森川海人っサミット」を開催し、県民の森川海人っプロジェクトの認知度の向上と共感の拡大、森川海について学び考えを深める機会を創出する。

3 業務内容

(1) 森川海人っサミットの開催

ア 開催目的

補助事業による調査研究を行った高校生・大学生に対し、成果発表を行ってもらうことで県民に広くプロジェクトの周知を図り、森川海に関する学びや、参加者とチーム森川海人っ登録団体及び森川海人っフィールドマスター間の交流を深めてもらう機会とする。

イ 開催概要

(ア) イベント名称

森川海人っサミット

(イ) 開催時期（県と協議の上決定）

令和8年1月下旬（休日開催とする）

(ウ) 場所

ステージのある100人以上収容可能な県内会場（県庁は除く）

(エ) ターゲット

県内在住の若年層を中心とする全世代

(オ) 実施内容

- ・高校生による森川海的环境保全に関する調査・研究活動発表会
 - ・その他、目的を達成するための効果的なプログラムを提案すること
- <例> パネルディスカッション、講演、チームの活動発表、交流会など

ウ 必須業務

- ・ イベントの企画、運営
- ・ イベント広報、参加者募集、とりまとめ
- ・ 発表者や参加者との連絡調整
- ・ 会場設営・撤去（ステージ・椅子等）
- ・ 司会者の手配
- ・ 森川海人くん着ぐるみアクターの手配
- ・ 記録写真の撮影
- ・ サミットの開催を盛り上げ、広く県民に周知するため、事前の告知及び開催状況（発表者や発表内容）などについて効果的な広報の提案
- ・ その他、イベントの実施に必要な業務全般

(2) 森川海人っ感謝状贈呈式の開催

ア 開催目的

森川海において活動が顕著な個人又は団体に感謝状を贈呈し、森川海に関する県民意識の醸成を図る。

イ 開催概要

感謝状被贈呈者は森の部門×1名（団体）、川の部門×1名（団体）、海の部門×1名（団体）の合計3名（団体）程度とし、県において選定する。

「森川海人っサミット」において贈呈式を開催する。

ウ 必須業務

贈呈式の運営

受賞者への取材及び取材記事の作成（森川海人っプロジェクト HP へ掲載）

エ その他

感謝状作成及び記念品の購入については県が行う。

4 契約期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

5 業務実施体制

(1) 業務責任者の配置

業務の実施に当たっては、委託業務を総括し、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

(2) 本業務の実施に当たって、業務の運営に必要かつ適切な人員配置を行うこと。

(3) 関係者や団体等との調整が必要な場合は、受託者がこれを行うこと。

(4) 業務内容の確認

業務の実施に当たっては、必要に応じ、県と打合せを行うものとし、業務内容

について、県から指示があった場合は、速やかに対応するものとする。

(5) その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行うものとする。

※本業務に使用するキャラクター（デザイン変更予定）及びロゴは、別記1を参照。

6 業務実施上の留意事項

- (1) 委託業務の内容については、最終的に県と受託者が協議し、決定する。
- (2) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む。）については受託者によりこれを行うこと。
- (3) 本業務に係る普及啓発活動やイベントの開催等に必要な経費は、全て契約金額に含めるものとする。
- (4) 受託者は、本業務に係るイベントの開催に当たって、来場者の安全対策として必要な保険に加入するとともに、必要に応じて感染症防止対策を講じなければならない。
- (5) 県が真にやむを得ないと判断した場合は、イベントの開催時期及び場所等を変更する場合がある。その際、県は事前に受託者との協議を行うものとする。
- (6) 本業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により一部再委託について佐賀県の承認を受けた場合はこの限りでない。
- (7) 受託者が本業務において製作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等の著作物に関する全ての著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）、意匠権等は、県に帰属するものとする。
ただし、例外的に二次利用について検討が必要となった場合は、県、受託者で協力の上、可否を決定する。
- (8) 受託者は、著作物の著作者人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。また、著作物は、県が認めた団体等については、随時使用、複製できるものとする。
- (9) 本業務において、第三者（本県又は受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、受託者が著作権使用承諾等の処理を行うこととし、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。また、第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争が県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任において一切を処理すること。この場合、県は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、受託者の要請があったときは、必要な範囲で訴訟上の対応について、協力するものとする。
- (10) 受託者の責めに帰すべき理由により、県、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。

- (11) 受託者が業務を実施するに当たり必要となる旅費は、委託料に含めるものとする。
- (12) 本業務委託については、「個人情報特記事項」及び「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守すること。

7 成果品

- (1) 業務完了報告書（紙媒体 1 部）
- (2) 本業務において作成した資料等
- (3) その他、県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

別記 1

森川海人っプロジェクトのキャラクター・ロゴ

本業務で使用するキャラクター・ロゴは、下記を使用するものとする

- (1) キャラクター （今後デザインが増える可能性有り）



- (2) ロゴ

- ① 森川海人っプロジェクト



- ② チーム 森川海人っ



- ③ 森川海人っプロダクト

